

令和4年1月24日

お客さま各位

高鍋信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、口座の不正利用や転売など、口座を悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策として、一定期間ご利用のない口座に対しまして「未利用口座管理手数料」（年間1,320円）を適用しておりますが、令和5年4月1日より本手数料の適用基準を下記のとおり変更させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

なお、本手数料は、未利用状態となっている口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引をされている普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳含む）が対象となることはありません。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

適用基準	現 行： <u>令和3年4月1日（木）以降の新規開設普通預金口座</u> 変更後：未利用口座管理手数料引落しの諸条件に該当する普通預金口座 <u>（令和3年3月31日以前に開設された口座も含まれます）</u> ※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。
対象口座	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く）がない普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳含む）を対象とします。ただし、以下の場合は除きます。 ① 口座残高が10,000円以上である場合 ② 同一支店で融資取引がある場合 ③ 同一支店で他の金融資産（定期性取引、投資信託等）の取引がある場合
手数料	■ 口座が上記対象となった場合、事前に案内文書を郵送いたします。 ■ 案内文郵送後、一定期間（約3ヵ月）経過後も取引がない場合、年間1,320円（消費税込）を当該口座より引落しさせていただきます。 ※ 案内文書が到達しなかった場合も、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
自動解約	■ 残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として引落し後、同口座を解約させていただきます。 ※ 本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

以 上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

[詳細につきましては、「未利用口座管理手数料」のご案内をご覧ください。](#)